

川島町立〇〇小学校後援会会則（案）

第一章 名称及び事務所

第1条 本会は、川島町立〇〇小学校後援会と称し、事務所を川島町立〇〇小学校内に置く。

第二章 目的

第2条 本会は、〇〇小学校教育の推進に協力し施設・設備の充実と、児童の諸活動に援助を与え、その発展に寄与することを目的とする。

第三章 会員

第3条 本会の目的に賛同し、会費を納入したものを会員とする。

第四章 役員

第4条 本会に次の役員を置き任期を〇年とする。但し、再選を妨げない。

- ア 会長 1名
- イ 副会長 名
- ウ 理事 名
- エ 監事 名
- オ 幹事 名

第5条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を掌理する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する
- (3) 理事は理事会を構成し、会務を審議執行する
- (4) 監事は会計を監査する
- (5) 幹事は会長の指示に従い、庶務会計を処理する

第6条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長は会員の中から選出する。
- (2) 理事は各地区から選出する
- (3) 監事は会員の中から選出する
- (4) 幹事は会長がこれを委嘱する

第五章 会議

第7条 本会の会議は次のとおりとし、会長は各会議の議長となる

- ア 総会
- イ 理事会

第8条 総会は毎年度の当初に定期総会を開催し、定期総会を開催し、必要に応じ臨時総会を開催する。

2 総会は次の事項を決議する。

- ア 予算及び決算
- イ 事業計画
- ウ 役員を選出承認
- エ 会則の変更
- オ その他重要事項

3 議決は出席者の過半数をもってする。但し、総会を開催することが出来ない場合は、理事会をもってこれに替えることができる。

第9条 理事会は、必要により会長が招集し、各種会議の原案作成、審議処理する。

第六章 会計

第10条 本会の経費は、会費及び寄附金をもってこれに充てる。

第11条 会費は会員当たり1ヶ年〇〇円とし、毎年〇月に納入する。

第12条 本会の会計は、毎年4月1日始まり、翌年3月31日に終わる。

第七章 その他

第13条 前条に定めるものの他必要な事項については、別に細則で定める。

附 則

この規則は、平成29年〇月〇日より施行する。

川島町立〇〇小学校後援会細則（案）

第一章 事業

第1条 本会の事業内容は次のとおりとする。

- (1) 体育・文化・関係各種派遣費の補助
- (2) 学校の各種行事に対する補助
- (3) 施設・設備費の補助
- (4) 図書・教具等の購入補助
- (5) その他必要な事業

第二章 表彰

第2条 次の該当するものは表彰することができる。

- (1) 本会に対し特に功労があったもの
- (2) 本会に対し特に協力されたもの

第三章 弔意

第3条 本会が見舞または弔意を表す場合は、理事会において決定する。但し、緊急の場合は正・副会長が決定する。なお、対象者は役員本人とする。

第四章 改正

第4条 本細則は理事会において改正することができる

附 則

この細則は、平成29年〇月〇日より施行する。